

## 三条市共同募金委員会 児童遊具設置修繕費助成要領

### (目 的)

第1条 この要領は、三条市内の自治会が児童の健全な育成に資することを目的に、私有地等に遊具を新設し又は修繕等に要する経費を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (遊具設置条件)

第2条 遊具の設置条件は、下記の用件を全て満たしていることとする。

- (1) 私有地（神社等の境内を含む）であること。
- (2) 土地の所有者又は管理者が児童の遊び場として、無償で長期間使用することを承諾していること。
- (3) 遊具を設置するのに十分なスペースがあり、既設の遊具との間隔も十分に取れていること。
- (4) 設置遊具及び設置場所の維持管理（日常点検、遊具の塗装、設置場所の草刈り等の環境整備等）は自治会で責任を持って行うこと。

2 助成を受けた自治会は、遊具の日常点検等に細心の注意を払い管理しなければならない。

### (助成の金額等)

第3条 三条市共同募金委員会長（以下「会長」という。）は、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 助成金額は、次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数は自治会の負担とする。

新設の場合	費用総額が200,000円までは全額。 200,000円を超える場合は、超えた部分の95%を合わせた額。
修繕・撤去の場合	修繕・撤去費用全額。

### (助成金の申請)

第4条 遊具の新設、修繕又は撤去の費用の助成を受けようとする自治会は、児童遊具助成金交付申請書（様式第1号）になるべく2人以上の者からの施工見積書を添付し、定められた期日までに会長宛に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の申請があった場合は、提出書類の審査を行い、助成することが適当と認めた場合は、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(事業の実施)

第6条 交付決定通知を受けた自治会は、交付申請書に基づき、新設工事、修繕工事又は撤去工事を実施する。

(事業完了報告)

第7条 施工業者により遊具の新設、既存遊具の修繕又は撤去が完了した自治会は、完了報告書兼請求書兼振込申込書（様式第3号）に必要書類を添付し、会長宛に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 会長は、自治会から提出された報告書について内容を審査のうえ、適正と認めた場合に助成金の交付を行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年5月11日から実施する。